

を以て寧ろ後者に比定せんとす、何となればかく見れば Schlegel 氏の試みたるが如く、碑の三ヶ所の殘缺せる所へ、三人の可汗の名が都合好く存したりしものとする疑はしき想像を避け得るを以てなり」と曰ひ後に、*Un traité manichéen retrouvé en Chine, p. 204* に於ても亦此の見解に従へり。

余輩は以上諸説の中、最後の Chavannes 氏の説を以て當を得たるものなりと信ず、然れ共此の如く見んとするに就きては、氏の述べたる簡單なる理由の外に尙少しく論證を加へざる可らざるものあり。

XI 56—75 に登里囉羽録沒蜜施合汨咄祿胡祿毗伽可汗繼承と記せるものが懷信可汗の繼承を示せるものなることは既に之を見たり、而して碑文は之に續きて XII 1 より「□合毗伽可汗當龍潛之時、於諸王中最長云云」と記せり、此の最初に見ゆる□合毗伽可汗は何人を指せるものなりや、若し碑文が七十五字を以て各行を終りしものとするれば、XI の終に懷信の繼承を記し、XII に直ちに□合毗伽可汗當龍潛之時と記せるものなれば、懷信可汗の龍潛の時に當りと解すべきが當然なるべく、從て Wassilief, Radloff 及び Schlegel の諸氏は皆此の解釋を執れり、然れ共果して此の如しとすれば碑文に何故に之を□合毗伽可汗と記せりや、懷信可汗の徽號は前記の如く甚だ長ければ、之を省略して□合毗伽可汗と書きたるものなりと曰はんも、若し果してかゝる省略の爲ならんには胡祿毗伽可汗とこそ曰ふべきに、特に合なる字を其の半程より取り來りて□合毗伽可汗とせるは解し難きことなりとす、而して又果して之が懷信可汗を指せるならば、此の場合に於て合毗伽なる語を用ゐるは不用なるのみならず、文體の上よりするも必ず之を用ゐざりしなる可く「登里囉羽録沒蜜施合汨咄祿胡祿毗伽可汗繼承、可汗當龍潛之時……」と書く可きを疑はず、思ふに XII 以下の記事は Schlegel 氏以外の諸氏が等しく認めたるが如く、皆此の□合毗伽可の事績を